

令和7年度市川市高齢者サポートセンター (地域包括支援センター) 基本指針・運営指針

市川市地域包括支援課

目 次

I	方針策定の趣旨	1
II	高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ	1
III	市川市の地域包括ケアシステムの構築方針	1
IV	業務共通事項の運営指針	2
	1. 事業計画の策定と評価・改善	2
	2. 担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施	2
	3. 市川市との連携方針	2
	4. 公正・中立性確保のための方針	3
	5. 個人情報の保護	3
	6. 利用者満足度の向上	3
	7. 職員の姿勢	3
	8. 設置場所等	3
	9. 高齢者サポートセンター情報の公表	3
	10. 適切な人員体制の確保	4
V	高齢者サポートセンターの業務について	4
	1. 包括的支援事業	4
	2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	6
	3. 地域ケア会議の実施	6
	4. 指定介護予防支援業務	6
	5. その他の業務	7

市川市では市民が親しみを持てるよう、地域包括支援センターについて
「市川市高齢者サポートセンター」という愛称を使用します。

市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

基本指針・運営指針（案）

I 方針策定の趣旨

この「市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）基本指針・運営指針」は、高齢者サポートセンターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、高齢者サポートセンターの業務を効率的で円滑に実施するために策定します。

II 高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ

市川市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置します。（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項）

市川市は、高齢者サポートセンターを住民の生活区域に合わせて15か所に設置し、事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人へ委託して事業を実施します。

高齢者サポートセンター間の総合調整等後方支援を行う市川市福祉部地域包括支援課相談支援グループと緊密に連携し事業を実施します。

III 市川市の地域包括ケアシステムの構築方針

市川市では、第9期計画市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念「個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる 安心と共生のまち いちかわ」の実現を目指しています。

本市は、50万近い人口を擁し、様々な活動団体や、民間のサービス、人材や資源に恵まれています。そこで、地域で暮らす高齢者を取り巻く様々な課題の解決に向けて、地域の多様な主体がもつ強みや資源を有効活用して課題解決に取り組み、地域包括ケアシステムを推進していきます。

地域包括ケアシステムの構築、深化・推進において、住民、支援者、行政に期待される役割を踏まえ、以下のとおり基本目標として位置付けました。

住 民 ：社会参加や健康づくりに主体的に取り組むとともに、必要に応じて生活上のサポートを活用しながら、自分らしい生活を送る。

基本目標1 自分らしく「自立」した生活を送る

支援者 ：認知症や重度の要介護状態になっても、最期まで尊厳が保たれ自分らしい生活を送れるように、支援をする。

基本目標2 尊厳ある暮らしを最後まで支える

行政：将来にわたって安定的に介護サービスを提供できる体制を確保し、誰もが安心して共に暮らせる地域をつくる。

基本目標３ 安心と共生の基盤をつくる

（第９期計画市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より）

Ⅳ 業務共通事項の運営指針

１．事業計画の策定と評価・改善

高齢者サポートセンターは、担当区域ごとの実情およびニーズに応じた事業計画を策定し、住民にわかりやすく周知します。

高齢者サポートセンターは、市川市が定める方針を踏まえ、効率的で円滑な運営がなされているか等について、自己評価を実施します。

市川市は、高齢者サポートセンターの自己評価を点検し、その結果を市川市介護保険地域運営委員会において報告、説明し、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで一定の運営水準を確保していきます。

２．担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施

高齢者サポートセンターは、地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題やニーズを把握し重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。

３．市川市との連携方針

高齢者サポートセンターは、下記に掲げる各種連絡会議を定期開催するとともに市川市や民生委員・児童委員等が開催する以下の会議に出席することで市川市との連携を図ります。

- ・市川市介護支援専門員研修会
- ・高齢者サポートセンター連絡会（管理者会議、日常生活圏域ごとの会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議等）
- ・民生委員・児童委員地区協議会
- ・地域ケアシステム推進連絡会（市内１４の地区社会福祉協議会主催）
- ・自治（町）会等の地域団体が主催する会議
- ・在宅医療・介護連携推進に関する会議及び研修
- ・地域密着型サービス事業者による運営推進会議
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者による介護・医療連携推進会議
- ・その他関係機関が主催する会議等

4. 公正・中立性確保のための方針

介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録します。

市川市介護保険地域運営委員会において高齢者サポートセンターの業務についての報告、説明等への協力をします。

5. 個人情報の保護

高齢者サポートセンターでは、高齢者等の様々な情報を把握するため、個人情報の取り扱いには、十分留意し、守秘義務を厳守します。また、高齢者サポートセンターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底します。

6. 利用者満足度の向上

高齢者サポートセンターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。

7. 職員の姿勢

高齢者サポートセンターの職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

8. 設置場所等

高齢者サポートセンターは、地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に設置します。また、運営に必要な面積を有する事務室、相談者のプライバシーに配慮した相談室を設けます。

9. 高齢者サポートセンター情報の公表

地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知し、高齢者サポートセンターの円滑な利用やその取組に対する住民の理解を促進するために、市川市は高齢者サポートセンターの業務内容や活動状況等に関する情報を公表します。（法第115条の46第10項）

10. 適切な人員体制の確保

市川市は、地域における高齢化の状況、相談件数、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行なえるよう、適切な人員体制の確保に努めます。

V 高齢者サポートセンターの業務について

高齢者サポートセンターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の知識を生かしながら、常に相互に情報を共有し、協議するチームアプローチにより以下の業務にあたります。

1. 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

次のアからウまでに掲げる被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

ア 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）

イ 施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基準（以下「基本チェックリスト」という。）に該当する第1号被保険者

ウ 居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的に総合事業（従前相当サービス及びサービス・活動Cを除く。）を利用する者

当該業務は、後述の第1号介護予防支援事業と一体的に賄われるものとし、具体的な実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）、「市川市介護予防ケアマネジメント実施要領」を参考とすること。

(2) 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。（法第115条の45第2項第1号）。

業務の内容として、地域におけるネットワークの構築、高齢者や家族の状況等についての実態把握、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、家族を介護する者に対する相談支援、地域共生社会の視点に立った包括的な支援を行います。

（３）権利擁護事業

地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）。

（４）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等を地域における、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）。

事業の内容として、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。

（５）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者との連携に努めます。

（６）生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援サービスを担う地域の多様な事業主体及びコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等との連携に努めます。

（７）認知症総合支援事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者との連携を図ります。

また、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、認知症に関する普及啓発等を認知症地域支援推進員と連携し行います。

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。

（法第115条の46第7項）

地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①高齢者サポートセンター単位のネットワーク、②東西南北エリアのネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。

3. 地域ケア会議の実施

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、自治（町）会、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。（法第115条の48第2項）

4. 指定介護予防支援業務

居宅要支援被保険者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。）を遵守します。

5. その他の業務

（１）第１号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第１号訪問事業、第１号通所事業、第１号生活支援事その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

（２）家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、次に掲げる事業を行います。

①介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。

②認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のある者等による見守りのための訪問を行います。

③家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防及び病気の早期発見、また、介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催します。

（３）市川市の業務への協力

①食の自立支援事業アセスメント業務

配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するためアセスメントを実施します。

②手すりの取り付けその他の住宅改修を行おうとする者からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修に関する助言を行います。

③認知症サポーター養成講座の開催協力

地域や職域からの依頼に応じて、認知症の人と家族を支える認知症サポーター養成講座の開催に協力します。また、市川市より高齢者サポートセンターに所属するキャラバン・メイト宛に派遣依頼があった時は、可能な範囲で協力します。

④要介護高齢者等からの要望に応じ、要介護認定等の申請その他保健福祉サービスの利用の申請の代行を行います。

(4) その他

- ①高齢者サポートセンターは災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。
- ②緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な対応を行います。
- ③その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。
- ④感染症に対する業務の取り組みとして、国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進します。

市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター） 基本指針・運営指針 【新旧対照表】

新	旧
P.4 国通知に伴う文言・表題変更	P.4 国通知に伴う文言・表題変更
1. 包括的支援事業 （1）第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。） <u>次のアからウまでに掲げる被保険者</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、<u>第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業その他の適切な事業</u> _____が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。 <u>ア 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）</u> <u>イ 施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基準（以下「基本チェックリスト」という。）に該当する第1号被保険者</u> <u>ウ 居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的に総合事業（従前相当サービス及びサービス・活動Cを除く。）を利用する者</u>	1. 包括的支援事業 （1）第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。） <u>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。</u> _____

当該業務は、後述の第1号介護予防支援事業と一体的に賄われるものとし、具体的な_____実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）、「市川市介護予防ケアマネジメント実施要領」を参考とします。

（2）総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。（法第115条の45第2項第1号）。

業務の内容として、地域におけるネットワークの構築、高齢者や家族の状況等についての実態把握、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、家族を介護する者に対する相談支援、地域共生社会の視点に立った包括的な支援を行います。

P.5 国通知に伴う表題変更

（3）権利擁護事業

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

当該業務は、後述の第1号介護予防支援事業と一体的に実施するものとし、具体的な_____ケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）_____を参考とします。

（2）総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。（法第115条の45第2項第1号）。

業務の内容として、地域におけるネットワークの構築、高齢者や家族の状況等についての実態把握、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、家族を介護する者に対する相談支援、地域共生社会の視点に立った包括的な支援を行います。

P.5 国通知に伴う表題変更

（3）権利擁護業務

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

P.5 国通知による文言変更

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者との連携に努めます。

P.5 業務内容の整理に伴う変更

(7) 認知症総合支援事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者との連携を図ります。また、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、認知症に関する

_____普及啓発等を認知症地域支援推進員と連携し行います。

P.5 国通知による文言変更

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者との連携に努めます。

P.5 業務内容の整理に伴う変更

(7) 認知症総合支援事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携を図るための取組、認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る取組、認知症への社会の理解を深められるよう普及啓発等を認知症地域支援推進員と連携し行います。

P.6 国通知による文言変更

4. 指定介護予防支援業務

居宅要支援被保険者

_____が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。）_____を遵守します。

5. その他の業務

（１）第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事その他の適切な事業

_____が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

P.6 国通知による文言変更

4. 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守します。

5. その他の業務

（１）第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

法第115条の45第1項第1号二に基づき、総合事業において、居宅要支援被保険者

に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

P7 事業終了に伴う項目の削除 (3) 市川市の業務への協力 —	P7 事業終了に伴う項目の削除 (3) 市川市の業務への協力 <u>⑤緊急通報装置が設置されている世帯の状況等の実態を把握し、必要に応じて見守りを行います。</u>
---	---

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター事業計画（案）

事業名		事業計画
Ⅰ 第1号介護予防支援業務 (介護予防ケアマネジメント)		
1	第1号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)	要支援1、2と認定された者および総合事業対象者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
Ⅱ 総合相談支援事業		
1	地域におけるネットワークの構築	地域における関係機関・関係者のネットワークを構築、連携に努める。
2	総合相談支援	本人、家族等からの初期相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行う。
3	実態把握	高齢者や家族の状況等についての実態や地域の社会資源の把握等を行う。
4	終活への支援	本人、家族等からの相談に応じ関係機関と連携するとともに、終活に関する講座の開催に努める。
Ⅲ 権利擁護事業		
1	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用を促進するため、制度の説明や関係機関の紹介等を行い、必要に応じ申し立て支援を行う。
2	高齢者虐待への対応	高齢者虐待の事例を把握した場合の対応を行うとともに、高齢者虐待を防止するための研修会への参加等を行う。
3	消費者被害の防止	消費者被害を防止するため、消費者センター等との情報交換、関係機関へ情報を提供、市民への普及啓発等を行う。 消費者被害の事例を把握した場合には、被害者の支援等を行う。
Ⅳ 包括的・継続的ケアマネジメント事業		
1	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用のため事例検討会、研修会をエリアごとに2回以上開催する。また、多様化・複雑化する課題に対応するため、ヤングケアラー・障がい者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識を深める。
2	介護支援専門員への指導・相談・助言	介護支援専門員に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例等への指導・助言等を行う。
Ⅴ 在宅医療・介護連携推進事業		
1	在宅医療・介護連携に関する会議・研修	地域の医療・介護関係者による会議、在宅医療・介護関係者の研修へ参加し連携を図る。

VI 生活支援体制整備事業			
	1	コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターとの連携	地域の特性に応じた生活支援サービス等を提供する体制を整備するため、地域ケアシステムに関連した会議・行事に参加し、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターとの連携を図る。
VII 認知症総合支援事業			
	1	関係者との連携	認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係者（認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を含む）と情報共有を密にし、連携を図る。
	2	相談支援体制の構築	認知症の人とその家族を支援する相談支援の実施及び支援体制の構築を図る。
	3	認知症の普及啓発	認知症に関する普及啓発に努める。
VIII 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築			
	1	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源との連携に努める。
IX 地域ケア会議の実施			
	1	地域ケア個別会議	地域ケア個別会議を各高齢者サポートセンターで2回以上開催し、困難事例等の支援内容の検討を通じ、地域課題の把握や地域づくり、資源開発を行う。
X 指定介護予防支援業務			
	1	介護予防支援	要支援1、2と認定された者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。介護予防支援の適切・有効な実施のため、必要に応じ、居宅介護支援事業所への助言を行う。
	2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
XI その他の業務			
	1	家族を介護する者に対する相談支援	家族を介護する者に対する相談支援を行う。
	2	家族介護教室	介護を必要とする者の状態の維持・改善のため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした家族介護教室を各高齢者サポートセンターで3回以上開催する。
	3	介護者相互の交流会	介護をする家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護者相互の交流会を各高齢者サポートセンターで1回以上開催する。
	4	家族等の介護離職防止に向けた支援	家族介護者等の介護離職の相談に応じ、専門職・関係機関と連携し市民への普及啓発等を行うよう努める。
	5	災害時の安否確認及び支援	災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等の把握や、災害時の安否確認及び支援を行う。
	6	感染症に関する取り組み	国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進する。

市川市高齢者サポートセンター事業計画 【新旧対照表】

新	旧
P.1～2 国通知に伴う表題変更 Ⅱ 総合相談支援事業 Ⅲ 権利擁護事業 Ⅳ 包括的・継続的ケアマネジメント事業 Ⅴ 在宅医療・介護連携推進事業 Ⅵ 生活支援体制整備事業 P.2 国通知に伴う表題変更 業務内容の整理に伴う文言変更 Ⅶ 認知症総合支援事業 1 関係者との連携 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係者（認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を含む）と情報共有を密にし、連携を図る。 2 相談支援体制の構築 認知症の人とその家族を支援する相談支援の実施及び支援体制の構築を図る。 <u>（削除）</u> <u>3 認知症の普及啓発</u> 認知症に関する普及啓発に努める。 <u>（削除）</u>	P.1～2 国通知に伴う表題変更 Ⅱ 総合相談支援業務 Ⅲ 権利擁護業務 Ⅳ 包括的・継続的ケアマネジメント業務 Ⅴ 在宅医療・介護連携推進業務 Ⅵ 生活支援体制整備業務 P.2 国通知に伴う表題変更 業務内容の整理に伴う文言変更 Ⅶ 認知症総合支援業務 1 関係者との連携 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係者（認知症初期集中支援チーム_____を含む）と情報共有を密にし、連携を図る。 2 相談支援体制の構築 認知症の人やその家族を支援する相談支援の実施及び支援体制の構築を図る。 <u>3 認知症の人の家族に対する支援</u> <u>認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う場である認知症カフェ等を支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。</u> <u>4 認知症の普及啓発</u> 認知症に関する普及啓発に努める。 <u>5 認知症地域支援推進員との連携</u> <u>認知症地域支援推進員と情報を共有し連携を図る。</u>

地域包括支援センター職員の配置条件の緩和について(諮問)

(1) お諮りしたいこと

市川市高齢者サポートセンター職員の配置方法について、令和7年度より『常勤換算方法』を適用すること。
〈市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例第4条第1項〉

(2) 経緯

国: 全国的なセンターの職員不足を懸念し、
「介護保険法施行規則」に、配置条件を緩和する旨の条文を追加

市: 「市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める
条例」を一部改正〈資料 1-3-2〉

【改正内容】

①『常勤換算方法』

(例)常勤職員1名の規定を、週3、週2の非常勤職員2名で補うことができる。

②『複数圏域での合算方法』

(例)曾谷(3名)、国分(4名)の規定を、曾谷(2名)、国分(5名)の配置ができる。

【参考】配置する常勤職員について

・3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)
それぞれ1名ずつ配置(※国基準)

・加配職員(3職種より資格要件を緩和)
高齢者人口、センターの状況等に応じ配置(※市基準)

(3) 条件緩和の適用の検討

① 常勤換算方法

●メリット

欠員が生じているセンターにおいて、職員の確保が期待できる。

●デメリット

規定人数が揃わない時間帯が生じる可能性がある。

⇒ 対応策として、

適用の都度、市と協議し、運営に支障がないよう管理する。

適用は可能

② 複数圏域での合算方法

高齢者人口、センターの運営状況に応じて、
「最低限」の配置を行っているため、余剰の職員がいない。

現時点で、適用は困難

(参考) 近隣市の適用状況

船橋市…	令和7年度から	浦安市…	都度、協議会に諮る
柏市…	既に適用可能	松戸市…	予定なし

市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成26年12月18日条例第34号）

最終改正:令和6年9月30日条例第31号

改正内容:令和6年9月30日条例第31号〔令和6年9月30日〕

○市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例

平成26年12月18日条例第34号

改正

令和6年9月30日条例第31号

市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項に規定する地域包括支援センターの人員等に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、市川市介護保険条例（平成12年条例第10号）第12条に規定する市川市介護保険地域運営委員会（次条において「委員会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

（職員に係る基準及び職員の員数）

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

（1）保健師その他これに準ずる者 1人

（2）社会福祉士その他これに準ずる者 1人

（3）主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると委員会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

介護予防支援事業等の委託事業者の追加について

ケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間: 令和6年10月1日～令和7年1月30日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
	事業者番号	住所		
1	じゅねす		2024年5月1日	国府台
	居宅介護支援	272-0034		
	1270806134	市川市市川1-23-8-501		
2	じゅねす		2024年5月1日	国分
	居宅介護支援	272-0034		
	1270806134	市川市市川1-23-8-501		
3	ケアプランおんぷ		2024年12月1日	国分
	居宅介護支援	272-0831		
	1270806225	市川市稲越1-19-6-207		
4	幸志会ケアプランセンター		2025年1月1日	国分
	居宅介護支援	272-0023		
	1270806233	市川市南八幡3-2-1エクセル喜多川第2 1-A		
5	八幡ケアマネジメント		2008年7月1日	曾谷
	居宅介護支援	270-0031		
	1270802448	市川市平田1-11-2		
6	居宅介護支援事業所ハートケア京葉		2017年12月1日	曾谷
	居宅介護支援	272-0835		
	1270805144	市川市中国分2-14-9 ボンドストリートI202		
7	居宅介護支援事業所ハートケア京葉		2017年12月1日	曾谷
	居宅介護支援	272-0835		
	1270805144	市川市中国分2-14-9 ボンドストリートI202		
8	生活クラブ風の村 介護ステーション市川		2004年4月1日	曾谷
	居宅介護支援	272-0825		
	1270801093	市川市須和田1-23-4きなりの街すわだ		
9	幸志会ケアプランセンター		2025年1月1日	大柏
	居宅介護支援	272-0023		
	1270806233	市川市南八幡3-2-1エクセル喜多川第2 1-A		
10	生活クラブ風の村 介護ステーション市川		2004年4月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	272-0825		
	1270801093	市川市須和田1-23-4きなりの街すわだ		
11	幸志会ケアプランセンター		2025年1月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	272-0023		
	1270806233	市川市南八幡3-2-1エクセル喜多川第2 1-A		
12	東電さわやかケア市川・居宅介護支援		2006年4月1日	市川第一
	居宅介護支援	272-0826		
	1270801820	市川市真間1-12-4市川センタービル4階		
13	東電さわやかケア市川・居宅介護支援		2006年4月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0826		
	1270801820	市川市真間1-12-4市川センタービル4階		
14	幸志会ケアプランセンター		2025年1月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0023		
	1270806233	市川市南八幡3-2-1エクセル喜多川第2 1-A		

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
	事業者番号	住所		
15	ポピンズ京葉ケアステーションいちかわ		2025年1月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0826		
	1270806258	市川市真間1-5-2 リバーフォレスト真間1F		
16	ケアプランありのみ		2025年1月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0822		
	1270806241	市川市宮久保4-29-15		
17	東電さわやかケア市川・居宅介護支援		2006年4月1日	真間
	居宅介護支援	272-0826		
	1270801820	市川市真間1-12-4市川センタービル4階		
18	グリーンレモン		2024年6月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	264-0045		
	1271209569	松戸市常盤平4-9-5メゾン松本202		
19	ケアプランおんぷ		2024年12月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	272-0831		
	1270806225	市川市稲越1-19-6-207		
20	幸志会ケアプランセンター		2025年1月1日	八幡
	居宅介護支援	272-0023		
	1270806233	市川市南八幡3-2-1エクセル喜多川第2 1-A		
21	ケアプランありのみ		2025年1月1日	八幡
	居宅介護支援	272-0822		
	1270806241	市川市宮久保4-29-15		
22	ポピンズ京葉ケアステーションいちかわ		2025年1月1日	市川東部
	居宅介護支援	272-0826		
	1270806258	市川市真間1-5-2 リバーフォレスト真間1F		
23	ケアプランおんぷ		2024年12月1日	市川東部
	居宅介護支援	272-0831		
	1270806225	市川市稲越1-19-6-207		
24	介護のパムコ		2001年2月1日	信篤・二俣
	居宅介護支援	272-0023		
	1270800145	市川市南八幡4-2-5いちかわ情報プラザ301		
25	ベネッセ介護センター本八幡		2016年9月1日	信篤・二俣
	居宅介護支援	272-0023		
	1270804881	市川市南八幡4-8-9ニューグリーンビル402号		
26	はっぱよろず相談室		2021年1月1日	南行徳第一
	居宅介護支援	279-0002		
	1273201507	浦安市北栄2-24-2-704 パルコート浦安ベルジュール		
27	あくあ居宅介護支援事業所		2016年10月1日	南行徳第一
	居宅介護支援	272-0804		
	1270804915	市川市南大野3-14-3		

第3回市川市介護保険地域運営委員会	資料3
令和7年3月19日（水）	

令和7年度 介護給付費適正化事業について

【事業概要】

介護給付費の適正化事業とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

1. 要介護認定の適正化
①適正な要介護認定調査の実施 認定調査員の資質の向上を図り、認定調査票の精度を高めるため、認定調査員に対して研修を実施する。 【市主催 認定調査員研修受講者見込数 200名】 ②認定審査会における適正な審査判定の実施 介護認定審査会の審査判定の平準化を図り、適切に認定ができるよう介護認定審査会委員に対して研修を実施する。 【市主催 審査会委員適正化研修 1回】
2. ケアプラン等の点検(ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)
①ケアプランの点検 ケアマネジャーが作成したケアプランを市町村職員の第三者が点検を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとする過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図る。 ②住宅改修の点検 保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修の排除を図る。必要に応じてケアプランの提出を求め、ケアプランとの整合性の観点からの点検を行う。 ③福祉用具購入・貸与調査 保険者が福祉用具利用者に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るとともに、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進める。必要に応じてケアプランの提出を求め、ケアプランとの整合性の観点からの点検を行う。
3. 医療情報との突合・縦覧点検
①医療情報との突合 受給者の医療保険の情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求の排除を図る。国民健康保険団体連合会が突合及び各事業所に照会を行い、本市では点検結果をもとに過誤調整等の実施の有無を確認する。 ②縦覧点検 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定日数・算定回数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、適正な請求の促進を図る。 国民健康保険団体連合会が突合及び各事業所へ照会を行う点検については、国保連合会の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を活用し、本市で点検結果をもとに過誤調整等の実施の有無を確認する。 また、それ以外の各帳票は、適宜、効果が高い帳票を優先的に点検などで活用する。

* 計画件数については第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画による目標値

議題(4) 地域密着型サービス等の公募について

1. 令和7年度開設分の公募状況について

令和7年度開設分地域密着型サービスの公募については、以下の日程で公募を行いました。

(1) 公募期間

令和6年8月26日(月)～令和6年10月11日(金)

サービス種別	整備予定数及び定員
認知症対応型共同生活介護	1か所(27人まで)※
看護小規模多機能型居宅介護	1か所

※看護小規模多機能型居宅介護と併設条件

(2) 公募結果

応募事業者なし

(3) 今後の予定

令和8年度開設分と併せて再公募を実施予定

2. 令和6年度開設分の整備状況について

(1) サービス種別 看護小規模多機能型居宅介護

(2) 法人名 セントケア千葉株式会社

(3) 施設名称 セントケア看護小規模市川大和田

(4) 開設地 市川市大和田 5-6-5

(5) 開設日 令和7年2月1日

3. 9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)における 整備状況について

令和7年3月1日現在

サービス種別	令和5年度末 総数	令和6年度 (令和5年度公募)	令和7年度 (令和6年度公募)	令和8年度 (令和7年度公募)
地域密着型介護老人福祉施設 (定員29人以下の特別養護 老人ホーム)	0 箇所	—	—	—
地域密着型特定施設入居者 生活介護 (定員29人以下の介護付き 有料老人ホーム)	1 箇所 定員29人	—	—	—
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	22 箇所 定員422人	—	27 人 応募事業者なし (再公募予定)	—
小規模多機能型居宅介護	8 箇所 宿泊定員58人	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	0 箇所	1 箇所 (仮称)セントケア看護 小規模市川大和田 (セントケア千葉㈱) 大和田5-6-5 【R7.2 開設】	1 箇所 応募事業者なし (再公募予定)	1 箇所
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	5 箇所	—	—	—
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	3 箇所	—	—	1 箇所

令和7年度市川市介護保険地域運営委員会年間スケジュール（予定）

開催月	内容			
	(１) 地域包括支援センターの運営に関すること	(２) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関すること	(３) 保険給付の適正化に関すること	その他
R7.4月				
R7.5月				
R7.6月				
R7.7月				
R7.8月	・ 令和6年度事業報告	・ 事業者の指定及び指定更新について	・ 令和6年度事業報告	
第1回	・ 令和6年度運営評価報告			
	・ 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について			
R7.9月				
R7.10月				
R7.11月				
R7.12月	・ 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について	・ 事業者の指定及び指定更新について		・ 介護保険事業の特徴把握
R8.1月				
R8.2月				
R8.3月	・ 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について	・ 事業者の指定及び指定更新について	・ 保険給付費適正化に関する事項 (令和8年度事業計画について)	
第3回				
	・ 令和8年度地域包括支援センター事業計画【諮問】	・ 地域密着型サービス等の公募について		
	・ 令和8年度地域包括支援センター基本指針・運営指針【諮問】			